

第45回甲府市地域自立支援協議会 議事録

1 概要

(1)日時

令和8年6月24日（水） 13時40分～

(2)場所

甲府市役所4階 本部長会議室

(3)出席者

①委員

望月宗一郎会長 千野由貴子副会長

深澤幹雄委員 秋山潤委員 吉田栄太郎委員 萱沼みぎわ委員 中村洋人委員

内藤功洋委員 石川喜久委員 相山洋幸委員 斉藤裕之委員 風間祥吾委員

浅川和彦委員 越水眞澄委員 岩崎真由美委員 吉岡かよ委員 福原龍典委員

飯室正明オブザーバー

②事務局

甲府市役所：米山障がい福祉課長 雨宮課長補佐 根津課長補佐 岡田課長補佐

望月係長 佐久間係長 谷主任 村田主任 平賀主任 松橋主任

甲府市障害者基幹相談支援センターりんく：望月主任

甲府市地域生活支援拠点らいぶ：廣野係長

③司会・議長

司会：米山障がい福祉課長

議長：望月宗一郎 会長

2 議事次第

議題1 甲府市地域自立支援協議会専門部会長指名

議題2 専門部会の活動計画について

(1)地域移行部会

(2)児童部会

(3)医療的ケア児（者）支援部会

(4)就労支援部会

(5)権利擁護部会

(6)相談支援部会

議題3 甲府市障害者基幹相談支援センターりんく報告

議題4 甲府市地域生活支援拠点らいぶ報告

議題5 山梨県自立支援協議会からの報告

議題6 甲府市障がい者福祉計画について

その他

3 議事内容

(1) 甲府市地域自立支援協議会専門部会長指名

議長

協議会の設置要綱第8条の第3項により部会長は委員の中から会長が指名することになっております。僭越な

がら、私の方から次の方々を部会長に指名させていただきます。

地域移行部会に秋山潤委員、児童部会に萱沼みぎわ委員、医療的ケア児（者）支援部会に岩崎真由美委員、就労支援部会に風間祥吾委員、権利擁護部会に中村洋人委員、相談支援部会に深澤幹雄委員へそれぞれお願いいたします。

（２）専門部会の活動計画について

議長

議題の２、「専門部会の活動計画について」です。先ほど指名させていただいた各部会長より、活動計画についてご報告をお願いします。まず、地域移行部会のご報告を地域移行部会長よりお願いいたします。

①地域移行部会

委員（地域移行部会長）

地域移行部会の報告をさせていただきます、地域移行部会の担当です。よろしくお願いします。

資料は読み上げませんので、ご覧いただければと思いますが、令和６年度から７年度におきまして、精神科病院の調査、令和８年度から義務化される入所施設の地域移行意向確認担当者の連絡会、また一般相談における周知として相談支援専門員に対する研修の効果などを行っています。精神科病院におきましては高齢化の課題が大きく見えてきており、地域移行意向確認担当者の取組はまだスタートしたばかりであるため、今後も連絡会等で情報共有を継続していく内容となっています。

令和８年度から１０年度の目標としては、高齢障害者分野との相互理解と連携強化を図るため、顔が見える連携交流会を開催する予定です。こちらは前年度中から地域包括支援センターの担当者と課題共有を行っています。

続きまして、入所施設における地域移行担当者との連携強化として、前年度同様に支援拠点事業らいぶと協力して情報交換の場を作っていきたいと思います。あわせて、指定一般相談・特定相談支援事業所への地域移行の理解促進、また居住の確保についても課題が大きく上がっているため、県の建設課や居住支援法人との連携にも取り組んでいければと思います。以上です。

議長

ありがとうございました。続きまして、児童部会のご報告を児童部会長よりお願いいたします。

②児童部会

委員（児童部会長）

今年度より児童部会の部会長を務めさせていただきます、よろしくお願いします。

まず昨年度の振り返りです。児童部会では、子供の意思決定支援や居場所づくりをテーマに研修を行いました。障害があると放課後等デイサービスに直結しがちな現状がある一方、学童など地域資源を選ぶことも可能であることから、選択肢を広げる視点を大切にしてきました。

また通所事業者連絡会では学校との連携や受け入れ体制の課題を共有し、児童発達支援センターを中核とした支援体制づくりについて関係課と役割の確認を進めてきました。さらに新たな地域課題として不登校児支援が上がり、今年度に向けて現状把握から取り組む方針を確認しています。

活動目標としては、障害の有無にかかわらずすべての子供が幸せに暮らし、ともに育つ社会の実現を目指し、個別の事例から課題を明確にしていきます。昨年度は強度行動障害の受け入れ先の少なさや職員の専門性向上の必要性を改めて共有しています。

令和８年度から９年度の中心テーマは、不登校や生きづらさを抱える児童への支援強化です。放課後等デイサービスは一時的な居場所として機能する一方、教育分野との連携が不可欠であり、学校につなげる支援を誰がど

のように進めていくのが不透明です。そのため今年度から教育委員会やスクールソーシャルワーカーにも参加いただき、甲府市の不登校支援の仕組みを学ぶ場を設けていきます。教育と福祉の連携を深め、学校・スクールソーシャルワーカー・スクールカウンセラー・放課後等デイサービス・相談支援事業所の役割整備を進めていきたいと考えています。

また、児童発達支援センターを中核とした支援体制整備の進捗確認も、引き続き甲府市と連携しながら進めていきます。児童通所事業所連絡会との協働により事業所マーク等を今年度更新予定で、パネル展は今年度7月12日に開催予定です。保護者が直接情報共有できる場として意義が大きいと考えています。以上が今年度の予定です。

議長

ありがとうございました。続きまして、医療的ケア児支援部会の報告を医療的ケア児支援部会長よりお願いいたします。

③医療的ケア児（者）支援部会

委員（医療的ケア児（者）支援部会長）

医療的ケア児（者）支援部会の報告をさせていただきます。

昨年度は、地域の資源を把握するということで、居宅型児童発達支援やユニット型短期入所の事業所の現状を共有しました。残念ながら居宅型は甲府市内で利用者がいない現状ですが、医療型短期入所については甲府病院の流れが地域から見えにくいという課題が上がり、病院と協議した結果、ホームページにその流れを記載していただく状況になっています。

また発達ニーズに応じた教育保育環境という点では、医療的ケア児といっても発達ニーズは様々であり、それに応じた教育保育がなかなかできていないという課題も共有されました。看護師がいる児童発達・放デイ等、重症心身障害を主対象とする機関にいらっしゃる現状の中で、その子その子の発達に応じた環境で療育・教育が受けられるよう促進できないかという話を中心に進めてきました。

その他、医療的ケア児のニーズは個別性が高いため、当事者・家族の声をどう拾うかという課題や、医療に伴う指示書の問題など、様々な課題が部会で上がっています。

令和8年度、9年度は、課題を少し絞って議論を深める方向性となっており、今年度は主に保育所の課題を重点的に整理する予定です。保育園を探すのに苦慮する現状や、受け入れ先の実態が見えにくい点を掘り下げていきます。また、保護者の声を拾うため、訪問看護師や医療的ケアコーディネーター、相談員と連携しながら声を聞く活動を進めていきたいと思います。以上です。

議長

ありがとうございました。続きまして、就労支援部会のご報告を就労支援部会長よりお願いいたします。

④就労支援部会

委員（就労支援部会長）

よろしくお願いします。就労支援部会は、障がいのある方が地域の中で自分らしく働くことを主眼としています。

地域課題として、利用者ニーズの把握が十分にできていない中で、自分らしく働くことが難しいのではという話があり、各利用者のニーズを取りに行きたいと考えています。また事業者間の連携もできていないという課題感があり、今年度は部会として各福祉事業所・就労支援事業所を訪問し、実態やニーズを聞きに行くことをアクションの一つとして考えています。

昨年から部会の役員を担っていますが、部会メンバーの呼びかけになかなか応じていただけない状況があり、連絡会や山梨県中北圏域の勉強会・連絡会の取組の中に入れていければと考えています。また関係機関についても、新規参入は就労継続支援B型が多く制度も変わってきているため、連携を進めていきたいと思います。

あわせて優先調達についても、これまでの流れだけでなく官民協働で協議できる体制を作り、新しい仕事を創出できるよう取り組んでいきたいと考えています。以上です。

議長

ありがとうございました。続きまして、権利擁護部会のご報告を権利擁護部会長よりお願いいたします。

⑤権利擁護部会

委員（権利擁護部会長）

よろしくお願いいたします。権利擁護部会では、昨年度も当事者の皆さんに多く参加いただき、合理的配慮・差別・社会参加・意思決定支援などについて意見交換を重ねました。当事者の声から学ぶことの大切さを改めて感じており、支援は目的ではなく手段であること、本人の人生の主役は本人であるという当たり前のことを改めて確認する2年間でした。

一方で、障がい理解や権利擁護がまだ福祉関係者の中だけで完結しているのではという課題も見えてきました。地域・企業・学校・民生委員・自治会など、あらゆる人が理解し共に支えていくことを考えていく必要があります。また、虐待防止や権利擁護に関する研修は、山梨県が実施するものは新人・管理者向けが中心で年1回、受講人数にも限りがあり、現場で支援に関わる一人一人が学び続けるにはどうすべきかを協議してきました。

こうした振り返りを踏まえ、今年度・来年度は次の4つの柱で取り組みます。

1つ目は、本人主体・意思決定支援の推進です。

2つ目は、支援の質の向上と人材育成です。虐待防止研修を継続的に実施し、山梨県で実施されている虐待防止研修に権利擁護部会が関われないかを前回の協議会で提案しており、現状を教えていただければと思っております。

3つ目は、地域への普及啓発と障がい理解の促進です。

4つ目は、地域生活・暮らしを支える権利擁護の推進です。

権利擁護は特別なものではなく、その人の人生を大切にすることを大事に取り組んでいければと思っております。以上です。

議長

ありがとうございました。続きまして、相談支援部会のご報告を相談支援部会長よりお願いいたします。

⑥相談支援部会

委員（相談支援部会長）

相談支援部会の活動計画について説明させていただきます。よろしくお願いいたします。

実施計画書の趣旨にあるとおり、相談支援の現場から見える個別課題を整理し、地域共通の課題として共有・協議を行い、相談支援専門員の役割と価値を確認しながら、本人中心の支援を基盤とした相談支援体制を充実させ、各関係機関が連携して地域全体で支える仕組みを作ることを目指しています。特に「本人中心」という言葉の本質的な部分を部会の中で深めていきたいと考えています。

地域課題としては、1つ目に必要な方に必要なサービスが届くよう支給量を含めた支給決定のあり方を検討すること、2つ目に多様で複雑化するニーズに対応するため相談支援体制の役割・機能を改めて検討することを挙げています。

また相談支援の質の向上に向け、昨年度の部会で相談支援専門員に求められる視点や支援のあり方を整理しており、これらを踏まえて8月にりんくと共に学習会を実施する予定です。以上になります。

議長

ありがとうございました。それでは、各部会からの説明に対して、ご意見等がありましたら挙手のうえご発言をお願いいたします。

委員

児童部会にお伺いしたいと思います。令和8年度から9年度の目標に不登校や生きづらさを抱える児童を含めっていますが、不登校児と障がいのある児童との認識の留意点・相違点、また学校のインクルーシブ教育システムの構築に関わる取組があるかをお聞かせください。

委員

ご質問は不登校児と障がい児の区別をどうしていくかということによろしいでしょうか。現状、児童部会は障害福祉サービスを使われている児童に目が行きがちですが、放課後等デイサービスを不登校のお子さんの居場所として使っているケースがあります。ただ、そこから学校に誰がどうつなげるかが一番の課題です。学校と連携すれば加算が取れる部分もありますが、その取り方が分からないという課題が昨年度上がりました。そのため今年度は、学校が不登校にどう取り組んでいるか、放課後等デイサービスは何ができるかという現状を洗い出し、まず放課後等デイサービスに通うお子さんへの対応から取り組んでいきたいと思います。

2つ目のインクルーシブ教育システム構築の取組については、今年度部会長になったばかりのため、補足をお願いできますでしょうか。

委員

インクルーシブ教育に特化した話し合いはしていませんが、私は児童発達支援センターで年長児を就学に送り出す立場にいます。地域の小学校の受け入れは良くなってきており、就学に向けた支援者会議にも先生方が積極的に出てきてくださっています。甲州市などの学校もわざわざ甲府市の事業所まで見に来てくださり、連携が取れていると感じます。また小学校に上がった子のフォローアップとして、2、3か月後に学校訪問し担任と聞き取りを行っていますが、学習面のつまずきはあっても、学校で友達と楽しく過ごし行き渋りなく通学できているケースが多く、良い引き継ぎになっていると感じています。

議長

ありがとうございます。その他、ご意見がありましたらお願いいたします。

委員

相談支援部会について質問です。趣旨にある相談支援専門員としての役割・価値の再認識と、今年度・来年度の目標である地域で支える相談支援体制の構築という話の中で、学習会を実施するとのことでしたが、具体的な内容やプランがあれば教えてください。

委員

学習会の内容ですが、昨年度、保護者会に訪問させてもらい、各ライフステージにおける保護者の思いを伺い整理してまとめています。保護者にも参加していただきながら相談支援専門員に伝え、みんなで考える機会にしていきたいと思っています。

相談支援専門員の役割や価値については、ご本人が希望する生活、その背景や生活歴など様々なところから本人の思いを基に、どうしていくかを一緒に考え、共に歩いていくという視点が大事だと思っています。普段の実践の中でそれがどのようにできているかを点検しながら進め、理論と実践をどう結び付けるかを丁寧にやっていけるよう、部会の中でも検討していければと思います。以上です。

委員

児童部会について、障がいの有無に関わらず全ての子どもを大切に育てるという話がありました。放課後児童クラブは小4までで金額負担がある一方、放課後等デイサービスは医師の診断書があれば利用できる流れがあり、障害児分野の福祉予算が非常に増えています。障がい分野だけで完結せず、児童関係の部署など他分野と連携して予算を分配することはできないでしょうか。放課後等デイサービスの予算が上がっている点について教えてください。

委員

おっしゃるとおりだと思います。学校や保育園で少しつまずきがあると、すぐ病院を勧められ放課後等デイサービスへという流れになりがちで、それにより予算も増えていると思います。放課後等デイサービスから学童に移行できた事例もあり、地域に戻していく関わりも必要だという話し合いが昨年度までに出ていました。すぐに放課後等デイサービスを勧める学校もあり、そこまで大変だろうかというグレーなお子さんも多く、どうしていくか児童部会でも検討していきたいですし、甲府市としても一緒に考えていければと思います。

委員

ありがとうございます。そのとおりだと思います。ただ学童と放課後等デイサービスは役割が少し違います。学童は働く保護者のための受け入れ先で、放課後等デイサービスは療育としてその子の発達をどう支援するかがメインです。力をつけたお子さんが地域で育っていく視点も大切ですが、学童の職員体制や勤務時間の課題もあり、両方が一緒に取り組んでいく必要があります。また児童発達支援でも、こども園に通いながら療育を受ける形が増えており、子どもにとっての最善の利益や教育・療育が本当に提供されているかを確認していく必要があります。児童部会には様々な方が参加しているので、一緒に話ができればと思います。

議長

今のご質問は児童部会中心の内容ですが、今後の大きな課題にもなっておりますので、引き続き協議会の中でも検討していく課題だと思いました。その他、ご質問・ご意見をお願いいたします。

委員

医療的ケア児支援部会にお願いします。令和8年度、9年度の重点目標についてお話がありましたが、医療的ケアのある子どもは災害リスクの高い方が多いと思います。山梨県では個別避難計画を進めていますが、甲府市でも進めていただけるとありがたいですが、いかがでしょうか。

委員

災害については部会でもたびたび検討してきましたが、甲府市の個別避難計画の体制と連動しないと部会だけでは進めるのが難しい状況があります。他の部会とも連携しながら災害対策を進めていきたいと思っています。保護者の方々も甲府市の個別避難計画に興味を持っているものの進め方が分からないという声があり、甲府市からの情報を保護者につないでいく役割を今後もできればと思いますので、ぜひご協力いただければと思います。

議長

この件について、事務局から現時点で説明があればお願いしたいのですが、後ほどでよろしいでしょうか。

委員

災害の関係については、かなり前から横断的に話し合いを持った方がいいのではないかと提案してきました。横断的というのは、この部会だけでなく課をまたいだ検討、中心的には防災の担当課ということです。山梨県の協議会でも防災担当課が中心となり障がい、高齢の担当課が続く形が望ましいですが、どの市町村もこの連携がうまくいっていない状況です。山梨県の個別避難計画の策定が進んでいないという報道もあり、災害は待ってくれません。ぜひ今年度は事務局にも防災担当課を含めた話し合いの場を設けていただき、この協議会の中だけで難しければ別の話し合いの場ができるといいと思っています。

議長

事務局からよろしいですか。防災計画や障害福祉計画にも関わってくることかと思いますが、現時点での方針や見解があればお願いします。

事務局

引き続き、防災担当課の方にもお話しさせていただき、協議できるよう声掛けをさせていただきたいと思います。

議長

承知しました。今後この協議会もあと2回開催がありますので、緊急性を要することでもありますので、ぜひ一歩進められたらと思います。ありがとうございました。

委員

もう1点、今年度中には保護者と指定避難所の締結も考えておりますので、引き続きよろしくをお願いします。

議長

事務局よろしいでしょうか。今すぐの返答は難しいと思いますので、またご返答をお願いいたします。その他に何かございますか。

委員

甲府市に質問です。先ほど申し上げた、権利擁護部会が主催する研修を虐待防止研修の1回として位置づけられないかという話について、その後どうなったか現状を教えてくださいませんか。

事務局

権利擁護部会で行った研修については、虐待防止の研修として認める形でお話をさせていただいております。指導監査課にも照会し、虐待防止研修として認めますとのお答えをいただいておりますので、そのまま研修をしていただければ受講したということで大丈夫です。おそらく前回そのようなお話をさせていただいたかもしれません。

委員

協議会の中ではまだ話が出ていなかったということかと思います。

事務局

事務局会議の方ではそのようなお話をさせていただいたと思いますが、指導監査課ともすり合わせをしておりますので、その研修については研修として位置づけていただいて大丈夫です。

委員

ありがとうございます。もう1点よろしいでしょうか。研修の位置づけがオーケーの場合、参加費や資料代の徴収など、継続実施するための費用負担についてどのような方法があるのか教えていただきたいです。

事務局

費用等については検討中ですので、この場ではお答えできず申し訳ありません。

委員

引き続きよろしくお願いいたします。

議長

後日、協議会終了後にお伝えいただくということでよろしいでしょうか。

事務局

後ほどご連絡させていただきます。

議長

ありがとうございました。その他ございますでしょうか。

委員

虐待防止研修として認めていただいてよかったと思っております。先ほどの報告の中で、山梨県の虐待防止研修にも権利擁護部会が携わりたいという話がありました。権利擁護部会として研修を進めるにあたっては、県の研修のどこかの位置づけになれば、私たちが行う研修にも意味と目的ができるのではないかと考えています。また相談させてもらいたいのと、当事者を講師として県研修も当事者の声から始めるということでぜひ一緒に考えさせてもらえればと思いました。

もう1点、就労支援部会さんに事実確認をしたいのですが、課題の中に就労選択支援の事業所が増えてきていることがあります。活動の中に、そのあたりに関する取組はありますか。

委員

就労選択支援は昨年始まり、当初は学校の進路指導の先生方も集まり、流れ等を確認したところです。今年度は実際に動き始めた中での課題感が出てくると思っていますので、あらかじめこう解釈していこうということは、今のところ考えていませんでした。

委員

就労系の事業所の不安感など、様々なことを把握していく中に含まれてくると思いますので、そういったところも共有してもらえればと思います。

委員

本当に事業所のニーズが分かっていないので、課題感もヒアリングしたうえで、また新たに取り組めればと思います。ありがとうございます。

議長

その他に何かご意見はございますか。

委員

相談支援部会長です。今年度からなので勉強中ですが、前年度の部会長から少し一緒に聞いてほしいということがありました。児童発達支援センターを中核とした障害児の支援体制整備の進捗について、今の段階で分かればお願いします。

事務局

児童発達支援センターの整理の点につきましては、この協議会の中で以前からご意見をいただいているところです。現在は現状の整理を進めており、7月中に整理した内容を児童発達支援センターつつじが埵の先生にご協力いただき精査していただく予定です。また、8月、9月頃に発達障がい児の支援に関する庁内検討会議を毎年開いておりますので、その会議の中で現状を整理したものを提示しつつ、センターが加算の範囲内で行うべき業務と本市が本来行うべき業務、センターの専門性を借りたい業務を整理していきたいと考えています。こども家庭センター部門、障がい福祉部門、児童発達支援センターなど関係部署が多いため、庁内で話を進められる状況を作るには時間をかけながらやっていく必要があると考えています。また引き続きご報告させていただきます。以上になります。

議長

ありがとうございました。そろそろ時間も迫ってきておりますので、次に移らせていただければよろしいでしょうか。これだけというご意見がありましたらお願いいたします。

委員

先ほどの就労選択支援の関係です。私も今、障害者職業センターにありますが、昨年まで山梨労働局の職業対策課に籍を置いておりましたので補足させていただきます。昨年からは就労選択支援が始まり、福祉から就労へという流れの中で、障害者雇用率も年々上がり除外率も下がる中で、働きたい人を企業につなげていく方向性が強くなっています。ただ就労支援を行う側にもスキルや人材の不足があり、就労継続支援B型のみや就労継続支援A型への移行という形で使われている現状もあります。今後、就労支援を行う事業所や人材の枠を広げる必要があります、企業側の意識も変えていかなければなりません。事業所によって考え方も様々で、その調整は大変だと思いますが、時間をかけながら取り組んでいただければと思います。よろしくお願いいたします。

(3) 甲府市障害者基幹相談支援センターりんく報告

議長

ありがとうございました。それでは、次の議題に移ります。議題3、甲府市障害者基幹相談支援センターの事業について、りんくより説明をお願いいたします。

事務局（りんく）

資料の分量が多くなっておりますので、まとめてお話をさせていただきます。

令和7年度は、障がいの種別等を問わない総合相談の対応をはじめ、地域の相談支援体制の強化、人材育成、地域移行・地域定着への推進、権利擁護に関する支援など、基幹相談支援センター及び障害者相談支援事業としての機能を生かしながら取組を進めてきました。相談支援を行う中では、生活困窮、家族関係、精神疾患、高齢化など複合的な課題を抱えるケースも多く、障がい分野のみでの対応が難しい事例も増えており、地域包括支援センター、医療機関、行政等との連携をさらに強化していく必要があると考えています。

地域の相談支援体制の強化に向けては、一昨年度から相談支援事業所への訪問を行っており、市内33の相談支援事業所を毎月訪問しながら運営状況や困難ケースの状況、困りごとや課題感を聞いています。これにより人材育成、業務負担感、困難ケース対応、社会資源不足などの現状と課題を把握でき、研修ニーズの把握や関係機関との連携強化にもつながっていることが成果です。

またグループスーパービジョンを昨年度は年10回実施し、本人中心支援の視点を深めるとともに支援者一人一人の視野拡大や支援力向上につながったと考えています。

地域移行と地域定着支援については、らいぶや地域移行部会とも協働しながら精神科病院・障害者支援施設との意見交換、地域移行に関する学習会を実施するとともに個別ケースの支援にも取り組んできました。

権利擁護の取組としては、成年後見制度の利用支援や虐待が疑われるケースについて虐待防止センター等と連携しながら当事者支援に取り組んでいます。

以上が令和7年度の報告です。続いて計画についてもお話しします。令和8年度は、多機関連携の強化、相談支援専門員の人材育成、地域移行の推進、権利擁護の充実を重点として事業を進めていきます。総合的・専門的な相談支援については、地域包括支援センター、精神保健分野、医療機関、行政等との連携をさらに強化し、世帯全体を視野に入れた支援体制づくりを進めていきます。

地域の相談支援体制の強化については、市内すべての相談支援事業所への訪問を継続し、基幹としての後方支援を行います。市内の主任相談支援専門員13名ほどと連携しながらOJTやグループスーパービジョンを通じて育成を進めるとともに、連絡会や主任相談支援ネットワーク会議を活用して地域課題の把握と解決を図ります。

地域移行と地域定着支援については、地域移行部会やらいぶと協働しながら、地域移行の可能性がある方の把握や動機付け支援を進め、地域移行後の生活を支える体制づくりを進めます。

権利擁護と虐待防止については、成年後見制度の活用支援や虐待の早期発見・早期対応に取り組み、本人の意思決定を尊重した支援を基本に推進を図ります。

以上、これらの取組を通じて、地域全体で支える相談支援体制の構築を目指していければと考えております。以上、報告です。

議長

ありがとうございました。ただいまの説明につきまして、何かご質問、ご意見がありましたらお願いいたします。

委員

時間が押しているところ申し訳ありません。事業所訪問を実施し、事業所が求めるニーズや地域課題も把握されてきたということでしたが、その把握された地域課題がどうなるのか教えてほしいです。この協議会に報告される部分なのか、部会で扱うことなのか、そうではないこともあると思います。どのような形でこの協議会に上がってくるのか、仕組みがあればお願いします。

事務局（りんく）

把握された地域課題については、まず、りんくや障がい福祉課とも共有します。また連絡会を3か月に1回行っており、同ペースで主任相談支援ネットワーク会議も行われています。その中で課題を共有しながら進めてお

り、その時の課題によっては部会に相談に行くこともあり、いろいろ連動しながら動いている状況があると考えています。以上です。

委員

甲府市の部会は地域課題があって発足し取り組まれていると思いますが、また新たな課題も出てくると思います。そのところをどういう形で把握し、必要があれば協議会で報告され、場合によっては部会の発足があるという連動ができればと思ったところです。以上です。

議長

ありがとうございます。このあたりは山梨県コーディネーターのご意見もいただきながら、場合によっては柔軟に専門部会を含めて考えられたらと思います。専門部会を立ち上げるのは大変なことになると思いますが、検討していければと思います。ほかによろしいでしょうか。

委員

りんくが一生懸命活動されていくと、ケースがどんどん増えていくことになりかねないと思います。りんく自身がケースを抱えすぎて対応が思うようにできなくなることもあるのではないのでしょうか。計画相談につないだところでは、ある一定のところで終了とし、計画相談の方に責任を持っていただき引き継いでいただくという形があってもいいのではないかと考えています。もちろん困難ケースは伴走していくこともあると思いますが、その点いかがでしょうか。

もう1点、地域移行・地域定着の促進についてです。今年度の障害福祉計画の策定に合わせて、山梨県の方が各病院に実態調査を行っていると思います。入院患者数や退院可能な患者の人数などが聴取され、いずれ各市町村に情報として下りてくるはずですので、実際に甲府市民がどこの病院にどのくらい入院されているのかを見立てながら検討していただければと思っています。以上です。

事務局（りんく）

ご意見ありがとうございます。1つ目のケースが増える点については本当にそのとおりだと思っています。りんくとしても役割をきちんと言語化して周囲に伝える必要があると思っており、相手側に整理してもらえるところと自分たちで整理できるところの流れの中で作っていければと考えています。

病院からの地域移行の促進についても、こちらで状況を把握させていただきながら、地域移行部会やらいぶとも協働し、一緒に考えていければと思います。以上です。

（4）甲府市地域生活支援拠点らいぶ報告

議長

ありがとうございました。その他よろしいでしょうか。では、時間も迫っておりますので、次の議題に移りたいと思います。甲府市地域生活支援拠点コーディネート事業について、らいぶより説明をお願いいたします。

事務局（らいぶ）

事業報告と事業計画に基づいてご報告させていただきます。

らいぶは、障がいのある方の重度化や親なき後を見据えて、住み慣れた地域で安心して暮らし続けられることを目的に、地域生活支援拠点の5つの機能に沿って事業を実施しています。相談、緊急時の受け入れ・対応、体験の機会・場の提供は個別支援に、専門的人材の確保・育成、地域の体制づくりは地域基盤づくりに位置づけて実施しており、個別支援を通して見えてきた地域課題を基盤づくりの取組につなげていくことを意識しています。

らいぶでは「親なき後」は必ず訪れるものと捉え、備えることを支援の基本方針としています。誰とどのように暮らしたいか、必要な支援は何か、経済的基盤をどう整えるかについて相談支援専門員と連携しながら本人・家族と一緒に考える取組を進めており、事前登録者のモニタリングを通じて平時から生活状況や意向を把握し、短期入所やグループホームの体験利用につながるよう支援しています。その結果、家族の入院時にも事前の意向に沿った支援を円滑に実施できた事例や、グループホームの体験利用を重ねて入居につながり、保護者の入院・死後も生活環境を大きく変えずに地域生活を継続できた事例がありました。

基盤づくりの取組としては、相談支援専門員とグループホーム職員を対象とした合同研修を実施し相互理解と連携強化を図ったほか、地域移行部会及びりんくとの協働で市内入所施設の地域移行意向確認担当者への聞き取り・意見交換を行い、課題を共有しました。

課題と令和８年度の取組としては、事業の活用は広がりつつあるものの利用実績がない事業所もあるため周知と理解促進を継続します。強度行動障がいのある方や不安定な状態にある方の緊急時受け入れ先は依然不足しており、りんくと連携しながら受入体制の整備や専門的支援の強化を進めます。体験利用については受給者証の変更やサービス等利用計画作成など手続きの負担が大きく、グループホームの体験利用を活用するケースが多いため、体験利用を生活アセスメントの機会と捉え理解促進を図っていきます。

また身体障がいのある方や強度行動障がいのある方の受け入れ先確保が難しいという地域共通の課題が確認されたため、研修や情報交換の機会を継続していきます。さらに甲府市には体験利用と居室確保事業のニーズがあることが見えてきたため、障がい福祉課に提案を行いました。

令和８年度は、平時からの備えの促進、緊急時対応体制の強化、体験利用の促進、専門的人材の育成、地域の支援体制づくりに重点的に取り組んでいきます。以上で報告となります。

議長

ありがとうございました。ただいまの説明につきまして、ご意見、ご質問等がありましたらお願いいたします。

委員

高齢者の相談などの中で、８０５０問題として、高齢の親に対して５０代の精神疾患のある息子さん・娘さんの支援をすることがあります。閉じこもりで何もサービスを使っていない方などはなかなか支援につながらないこともあります。計画の中に地域包括支援センターの名前が入っていなかったように思いますので、ぜひ地域包括支援センターと連携してほしいと思っております。お願いします。

事務局（らいぶ）

この計画の中には特に地域包括支援センターの名前を出しておりませんが、実際には８０５０の世帯でひきこもり、あるいは障がいがあるのではないかとのお子さんがおられる相談があります。らいぶ単独というよりも、りんくと協働しながらそういった世帯の相談に入っている例もあり、現実的には地域包括支援センターとの連携は頻繁に行っております。また、こういった計画にも載せていくように、次年度以降気をつけていきたいと思っております。ありがとうございます。

（５）山梨県自立支援協議会からの報告

議長

その他、ご質問、ご意見はよろしいでしょうか。では、次の議題に移りたいと思います。山梨県自立支援協議会からの報告を、県のコーディネーターよりお願いいたします。

オブザーバー（県コーディネーター）

山梨県の自立支援協議会の報告をさせていただきます。資料は、部会編成、年間計画、山梨県の強度行動障害者支援体制のイメージ図の3つがありますので、順番に説明します。

県の部会編成としては5つの部会が設置されています。

1つ目は相談支援体制整備部会です。各地域の基盤整備の調査を行い、基幹相談支援センターや市町村委託相談の方と意見交換をしており、今年度は地域生活支援拠点や相談支援のスライドフォローをテーマに意見交換を行いました。

次に地域移行部会は、地域移行部会長にもご協力いただきながら、県の精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの協議の場でもあるため、各市町村・圏域の状況を伺いながら全県での研修や入所施設向け研修を行っています。今回は居住もテーマとして取り組んでいます。

権利擁護部会については、当事者の声を抜きに決めないことが大原則であり、各地域での当事者の協議会参加状況や、相談支援員が当事者からどのような課題感を汲み上げ地域課題につなげているかを確認しています。直近では「語り場」という取組を2か所で実施しています。また成年後見制度利用促進事業について実態調査を行っており、地域によって体制に差があることが分かってきています。

強度行動障害支援部会としては、山梨県では成人の方をきちんと対応する機関がないという課題があり、ここ3年は各事業所に中核人材や支援体制を整備するため県外からアドバイザーを派遣してきました。今年度からは県内で人材を育てる研修体制や、養成された中核人材が強度行動障害の状態にある方の受け入れ・支援に関わる事業が始まっています。

就労支援部会については、甲府市の委員の方々にも協力いただいています。就労選択支援が令和7年度から始まっていますが、事業所がない地域のアセスメントをどうするかという課題もあります。また優先調達についても山梨県は常に最下位の状況にあるため、その課題に県としても対応していくために取り組んでいます。

年間計画については年4回あり、3回目が県と地域の合同自立支援協議会となっており、各地域の地域課題とその成果、全県的な広域的課題について伺いテーマとして実施できればという企画を進めています。また運営会議において、地域の協議会で解決できないものや県でテーマとして必要なものを挙げていただくタイミングとなっておりますので、県の協議会に挙げることもありましたら候補を整理して挙げていただければと思います。

最後に、山梨県強度行動障害者支援体制イメージ図について、今年度から県で事業化しているアドバイザー派遣事業があります。準備段階ですがそろそろ動き出す予定で、各事業所からの依頼に基づいて派遣し、環境整備や支援計画などの相談ができますので、ぜひ活用していただければと思います。山梨県の自立支援協議会からの報告は以上です。

議長

ありがとうございました。何かご質問等はございますか。よろしいでしょうか。ありがとうございます。

(6) 甲府市障がい福祉計画について

議長

議題6、甲府市障害者福祉計画について、事務局より説明をお願いします。

事務局

甲府市障害者福祉計画についてご説明いたします。

甲府市障害者福祉計画は、障害者基本法に基づく障害者計画、障害者総合支援法に基づく障害福祉計画、児童福祉法に基づく障害児福祉計画を一体化したものです。本市では平成30年度より3計画を包括した甲府市障害者福祉計画を策定しており、本年度は令和9年度から11年度を期間とした計画の策定となります。障害者総合支援法において、障害福祉計画を定める場合はあらかじめ自立支援協議会の意見を聞くよう努めなければならない

いとされておりますので、皆様よりご意見をいただきたいと存じます。

本年度の計画作成に向けて考慮すべき国の基本指針については、主に16の指針の見直しが示されております。詳細は資料をご確認ください。

次期計画の方向性のイメージとしては、「多様な障害特性や個々の意思が尊重される切れ目のない支援の実現とともに、それを支える専門性の向上と持続可能なサービス提供体制の構築により、生涯を通じて共に支え合う地域づくりを推進していく」としてありますが、今後のアンケート調査や障害者団体等への聞き取り調査の結果を踏まえ修正していく予定です。

計画策定スケジュールについては、策定後、議会に報告する必要があるため令和9年3月定例市議会に報告することを目標としております。6月26日にアンケートを送付し、7月17日を回答期限とし、7月上旬から下旬にかけて障害者団体・関係事業所への聞き取り調査を実施します。7月中旬から8月中旬にかけて調査結果と骨子のまとめを行い、8月末までに成果目標及び各サービスの見込み量を設定、9月に施策・事業体系の検討、10月に計画書案の作成、11月上旬に計画案の作成、11月中旬から12月中旬にパブリックコメント、1月上旬に計画決定、3月議会報告を予定しております。今後ともご協力くださいますようお願いいたします。

アンケート調査票につきましては、各部長様から頂戴したご意見を参考とし、各委員会よりご承認をいただいたところです。回答締め切りが7月17日までとなっておりますので、お声掛けなどのご協力をお願いします。

続いて、「甲府市障害者福祉計画数値目標設定事業評価」についてご説明します。事業評価は、今月30日開催の障害者福祉専門分科会、7月11日開催の社会福祉審議会全体会でご審議いただくものですが、本日は令和7年度の実施状況をご報告します。

事業の種類ごとの平均達成率は、障害福祉サービス事業が86.0%、地域生活支援事業が91.1%、障害児通所支援事業が111.1%、全事業の平均達成率は92.1%という結果になりました。評価はA評価が45項目、B評価が14項目、C評価が7項目、D評価が4項目でした。

評価が低くなった主な事業として、自立生活援助事業は計画値月当たり利用者数11人に対し実績値2人、達成率18.2%でD評価です。事業所減少や対応人数の限りが理由と考えられ、周知や体制づくりに努めてまいります。

地域移行支援事業は計画値7人に対し実績値3人（達成率42.9%）、地域定着支援事業は計画値7人に対し実績値2人（達成率28.6%）でいずれもD評価でした。受け入れ可能な事業所の少なさや複数関係機関との連携の必要性がハードルとなっており、改めてサービス内容の周知を図ってまいります。

地域活動支援センター事業は計画値164人に対し実績値73人、達成率44.5%でD評価でした。基礎的事業を実施していた1事業者の閉所が理由であり、継続実施している事業所への助成を継続します。

国の基本指針に基づく成果目標のうち、地域生活移行者数、就労継続支援B型を通じた一般就労移行者数、一般就労移行者が1人以上の就労移行支援事業所数が目標値を下回っている状況です。

なお、資料の訂正が3か所ございます。就労移行支援事業所数の令和7年度実績が12となっておりますが正しくは13、就労定着率が7割以上の事業所数の実績が6となっておりますが正しくは7、児童発達支援事業所数の令和7年度実績が9となっておりますが正しくは8です。訂正してお詫び申し上げます。

特に精神障害者の障害福祉サービス種別利用に関する活動指標では、地域移行支援、地域定着支援、自立生活援助が目標値を下回っておりました。また障害福祉サービス等の質の向上に関する活動指標では、審査結果の共有と指導監査結果の関係市町村との共有がまだ実施できておりませんでした。

続いて「障害者福祉計画令和6年度から8年度の事業評価シート」についてです。現計画の主な事業評価として、相談支援体制の充実に向けた取組は「B 成果を出しているが十分ではない」としてしております。甲府市の相談支援専門員1人当たりの平均担当者数は56.3人であり、山梨県平均54.6人よりも高く、慢性的な人材不足が課題です。

発達障がい、医療的ケア児など障がいに応じたきめ細やかな支援は、3事業のうちA評価が1つ、B評価が2

つです。医療的ケア児等コーディネーターを1人増員し2人配置する中で個別支援などを行いましたが、児童発達支援センターを中核とした地域支援体制整備の具体的な取組ができていないことが課題です。

障がいの特性に応じた合理的配慮の提供の推進は「A 十分な成果を出している」としております。甲府商工会議所を対象とした研修の実施やコミュニケーションボードの作成・周知を行いました。

地域生活支援拠点の運営は「B 成果を出しているが十分ではない」としております。強度行動障がい等の重度障がい者を地域で支える仕組みづくりが必要と考えています。

障がいのある人の働く力の補助は「A 十分な成果を出している」としております。障害者センターにおける職業能力開発や職場実習の支援、就労選択支援事業所の指定などに努めていることによるものです。

今後の当事者向けアンケート調査や事業者、障害者団体への調査結果などを踏まえ、改めて課題を抽出する中で計画の策定につなげてまいりたいと考えております。説明は以上でございます。

議長

ありがとうございました。量が多い資料になりますが、ご質問やお聞きになりたいことがありましたらお願いいたします。

委員

少し意見を言う場所ではないかもしれませんが、事業評価について、できていないところがきちんとアセスメントできていると感じています。他市町村の計画では、事業を実施したからということでA評価になっていることがありますが、実際の当事者や関係者の声を拾いながら修正していくことを、ぜひお願いできればと思います。

もう一つ、個別給付のA B C D評価の中で、地域移行支援事業の「地域移行が可能な対象者自体が少ない」という趣旨の文言について、そこは少し違うのではないかと感じました。対象者はいるのではないかという点を確認したかったです。以上です。

議長

今の件について、文面のことでありますので、もう一度確認をお願いします。

事務局

こちらの解釈が良くなかったようでしたら、また教えていただきながら直していきたいと思います。

議長

評価についても、実際の声を聞きながら修正されていくということで、それをもとに計画を作っていくということでもよろしいでしょうか。

事務局

はい。

議長

ありがとうございました。計画については、今後も皆様方のご意見をいただきながら進めていこうと思っておりますので、気兼ねなくご意見をよろしくお願いいたします。

(7) その他

委員

資料の「２－② 身体障害者・知的障害者相談員の活動支援」についてお聞きしたいです。これは昭和４０年代頃から始まった制度で、当時は非常に必要なサービスでした。しかしその後、社会福祉法や自立支援法など制度が大きく変わり、相談支援体制も充実してきました。現在も障害者相談員という制度が必要なのか、ずっと考えております。

現在、甲府市には身体・知的障害者相談員が２１人くらいいると思います。この制度を実施しているのは県内でも４市町村くらいで、中核市である甲府市がなぜ実施しているのか不思議に感じています。１人当たり現在３万円くらい支払っているはずで、この財源があるのであれば他の事業に活用できるのではないかと感じています。実際に相談員に相談している人がどれほどいるのか、当事者としていろいろな人に聞いても非常に少なくなっていると感じています。この制度はなくなってもよいのではないかと申し上げたく、発言させていただきました。

また、母子グループ療育事業についても、３０年から４０年ほど前から実施されている制度で、当時は療育制度が何もなかった時代に始まったものです。しかし現在は療育制度が充実しているにもかかわらず、現在実施している活動を見ると療育というレベルまでは達していないように感じています。この事業もなくしてもよいのではないかと感じています。甲府市のお考えをお聞きしたいのですが、いかがでしょうか。

議長

もし状況が分かれば今お答えいただき、難しければ次回の協議会でお願いします。

事務局

障害者相談員につきまして、今、実績などの資料が手元にないのですが、報告をいただく形にはなっております。ご指摘をいただきましたので、実績を含めて確認をさせていただき次回お示しできればと思います。

事務局

母子グループ療育事業についても、次回ご報告できるような形を取ればと思っております。

議長

貴重なご意見をありがとうございました。これは必ず次回の協議会の中でお返事と甲府市の考えを示させていただきます。ほかはよろしいでしょうか。それでは、その他について、事務局よりご報告をお願いいたします。

事務局

それでは、事務局から１点ご提案させていただきます。資料は、タイトルが「障害福祉サービスの計画相談支援におけるモニタリング検証事業について」というレジュメになります。

この事業を行いたい背景として、国からの通知の中で、各相談支援事業所の質の向上や公正・中立性を高めるため、相談支援事業所がモニタリング結果を市町村に報告することや、市町村が受領したモニタリング結果について検証を行うことが望ましいとされています。また第６期障害福祉計画において、総合的な相談支援体制、専門的な指導・助言及び人材育成といった機能のさらなる強化・充実に向けた検討が必要とされています。

この事業は、日本障害者リハビリテーション協会が作成している手引きに基づいて、サービスの質を向上させるためのモニタリング結果の検証を行い、利用者が安心して地域生活を送ることができる環境を整備することを目的とします。指定特定相談支援事業所によるモニタリング結果の報告について、りんくう障がい福祉課が書面により点検を行う「事業所型検証モデル」を考えています。

検証結果については、モニタリングの内容、傾向、良い点、改善点についてまとめ、相談支援事業所連絡会で報告し還元していきたいと思っております。実施対象は全数確認が困難であるためスクリーニング方式とし、前

年度に実地指導の対象となった事業所から選定します。実施回数は年間5回を想定しており、1回につき1事業所1事例を検証、5回の検証から共通課題を抽出し3月にまとめをお話しします。出席者は、りんくの主任相談支援専門員2名と障がい福祉課の障害児担当1名、障害者担当1名を基本とします。当日は個人情報を除いた基本情報を障がい福祉課からお伝えし、選定した事例のモニタリング表をもとに、サービス等利用計画評価サポートブックのチェックリストを評価指標として点検を行います。

事業展開の見通しとしては、2年程度はスクリーニング方式で実施し、その後は指定特定相談支援事業所が自主的に実施していくことが望ましいと考えています。またいずれは、りんくが行っている事業所訪問の際に、すべての指定特定相談支援事業所でモニタリング検証が行えるよう働きかけができるとよいと考えています。

こちらについては令和8年度に入り、4月の主任ミーティングでご意見等を頂戴しており、本日ご提案させていただいております。本協議会でも後押ししていただけるということでしたら、7月28日の相談支援専門員連絡会議において通知をお出しし、周知をしながら9月スタートという形にしていきたいと思っております。報告は以上になります。

議長

いかがでしょうか。ご質問がありましたらお願いします。

委員

「3 事業内容及び方法」のところで、検証結果について良い点や改善点を相談支援事業所連絡会にて報告し還元するとなっています。これは、自分が検証されているかどうか分からない形で還元するということなのか、どのような形で還元するのかを教えてくださいたいと思います。

事務局

こちらは、できればモニタリングを見られている、評価されているという気の重いものにならないようにしていきたいと思っています。いずれは自ら一緒に点検してもらえますかという基準を作っていきたいので、あまりマイナスのイメージを持ってほしくないというところがあります。実際には、どこの事業所のものかということとは伏せて、全体的な傾向として伝えていきたいと思っていますところ です。

委員

少し厳しいことを申し上げると、モニタリングの内容が不十分な事業所は実際に存在していると思います。そこが自主的にやるとは、私は到底思いません。そこに手を入れるのであれば、少し厳しいことを行う必要性もあるのではないかと考えています。また改善点についても、相談支援事業所はきちんと監査を受けていないように感じています。精神科病院などは毎年のように実地指導や監査を受け、かなり踏み込んだ指導を受けます。そうした緊張感が質の担保や国が目指すところにつながっていくのだと思いますので、中途半端に緩いことをするのはどうなのかと感じます。どのあたりに軸足を置くのかはやってみてのところだと思いますが、ぐずぐずになるのであればやらない方がいいと思います。せっかくやるのであれば、しっかり質の向上につながる取組にしたいと思いました。以上です。

委員

私からもよろしいでしょうか。モニタリング検証は他市町村でも行っています。おそらくそのときは名前を伏せて計画が出てくるので、本人は自分のものだとなります。そのため心臓に悪いので、あらかじめきちんとお伝えした方がいいという話をしたことがあります。個別にフィードバックした方がよく、検証を行いました、改善点はこうです、ということを個別にフィードバックし、その結果を汎化して連絡会で「こういう傾向があるの

でお気をつけください」と伝えるのはよいと思います。全体的にこういう傾向がありますとだけ言っても、意識の高い相談員ほど受け止めてもらえますが、そうでない場合は自分のことではないと思ってしまうこともあります。個別に検証したのであれば個別にフィードバックを行い、その結果を連絡会で汎化して伝えることが必要だと思います。すでに他市町村でも実施しているところがありますので、やりながら変更することもあると思います。ぜひ聞いていただければと思います。以上です。

事務局

ありがとうございました。他市町村の状況なども教えていただきながら進めていきたいと思います。実際、実地指導の中でモニタリング等の確認をさせていただくのですが、指導事項としてまとめても文面だけでは伝わりにくいところがあります。全体の中で、やはりモニタリングは大事だということを共有できるとよいと思っています。こちらでもどのような結果が出たかということは報告していきたいと思いますので、またよろしく願いいたします。ありがとうございます。

議長

それでは、引き続き事務局よりお知らせです。

事務局

特に資料はありませんが、今回、日常生活用具の給付品目の拡大を今年度4月1日から行っておりますので、それについてお知らせをさせていただきます。近年の猛暑や豪雨などの自然災害により長時間の停電が起こることがあり、在宅医療や日常的に人工呼吸器等の医療機器を使用している医療的ケアが必要な障がい者・障がい児の方は生命の危機に直面する可能性があります。そのため、令和8年4月1日からポータブル電源等を品目に追加させていただいております。該当者の方への周知などにご協力いただければと思い、お知らせさせていただきました。以上です。

議長

ありがとうございます。これは後ほど具体的に周知するものなどがありますでしょうか。

事務局

現在、ホームページの方にポータブル電源等が追加されていることを掲載しています。また今後は、大きな病院などにも周知をしていければと予定しております。

議長

ありがとうございました。今の説明について何かご質問はありますか。

委員（オブザーバー）

連絡会等でも周知してもらえばよいかと思います。

議長

それでは、全体を通しまして、皆様方から何かご報告等がありましたらお願いします。

特にないようですので、以上で本日の議事はすべて終了いたしました。非常に活発な意見交換で、私も本当に驚きました。本当に有意義な協議会でした。少し時間がオーバーしてしまい、私の進行が至らず申し訳ありませんでした。今後も、副会長、それからアドバイザーにもご相談しながら、協議会を進めていきたいと思っております。

で、ぜひ今後ともご協力よろしくお願いいたします。以上です。事務局にお返しいたします。

事務局

議長、どうもありがとうございました。お知らせになりますが、次回、第46回協議会につきましては、少し先になりますが、10月29日木曜日の午後2時からを予定しております。会場につきましては、本日と同じこちらの4階本部長会議室にて開催をさせていただく予定でございます。皆様またご参加のほど、どうぞよろしくお願いいたします。

それでは、以上をもちまして、第45回甲府市地域自立支援協議会を閉会とさせていただきます。長時間にわたりまして、皆様どうもありがとうございました。